

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2023 年 3 月 28 日

株式会社ガイアックス

吸収分割に係る事前開示書面

2023年3月28日

株式会社ガイアックス
代表執行役 上田裕司

当社（以下「分割会社」といいます。）は、MIRAI-INSTITUTE 株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年5月1日を効力発生日として、東京都千代田区平河町二丁目5番3号所在の「Nagatacho GRiD」におけるシェアオフィス事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、次のとおり開示いたします。

- 1 吸収分割契約の内容
別紙1のとおりです。
- 2 分割対価の相当性に関する事項
本件吸収分割に際しては、吸収分割契約に従い、承継会社は、分割会社に対して金137,500,000円を交付する予定です。かかる対価につきましては、承継対象となる資産及び負債の額並びに承継対象事業の事業性を勘案して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。
- 3 分割型吸収分割に関する事項
該当事項はありません。
- 4 分割会社の新株予約権の対価の定めに関する事項
該当事項はありません。
- 5 承継会社に関する事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2記載のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
- 6 分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7 効力発生日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社の2022年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ2,760百万円及び2,011百万円であるのに対し、承継会社に承継させる資産及び負債の額はそれぞれ40百万円及び31百万円となる見込みであり、本件吸収分割が分割会社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えられます。

また、承継会社の2022年12月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ114百万円及び91百万円であり、吸収分割の効力発生日後の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ概算で154百万円及び122百万円になる予定であり、資産の額が負債の額を上回るようになります。

加えて、効力発生日まで及び効力発生日後において、分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予想されておりません。

以上から、分割会社及び吸収分割承継会社において、効力発生日後の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

8 吸収分割契約等備置開始日後効力発生日までの間に、上記に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書



吸収分割契約書

株式会社ガイアックス（東京都千代田区平河町二丁目5番3号。以下「甲」という。）及び MIRAI-INSTITUTE 株式会社（東京都千代田区平河町二丁目5番3号 GRID5 階 Midori. so. 以下「乙」という。）は、東京都千代田区平河町二丁目5-3 所在の「Nagatacho GRiD」（以下「本施設」という。）において甲が営むシェアオフィス事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割により、第6条に定める効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって、本件事業を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件吸収分割」という。）。

第2条（承継する権利義務）

- 1 乙は、本件吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務を効力発生日において甲から承継する。
- 2 本件吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとし、甲は、効力発生日以降、乙が本件吸収分割により承継した債務については責任を免れる。

第3条（本件吸収分割の対価）

乙は、効力発生日において、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、金 137,500,000 円を別途甲が指定する方法により甲に対して支払うものとする。

第4条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件吸収分割に当たり、資本金及び準備金を増加しない。

第5条（吸収分割承認）

- 1 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで分割する。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。

第6条（吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は、2023年5月1日とする。但し、吸収分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、本件事業にかかる業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業避止義務を一切負わないものとする。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関し必要な事項は、甲乙が協議の上決定する。

[以下余白]

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2023年3月24日

甲 東京都千代田区平河町二丁目5番3号
株式会社ガイアックス
代表執行役 上田 祐司



乙 東京都千代田区平河町二丁目5番3号 GRID5階 Midori.so
MIRAI-INSTITUTE 株式会社
代表取締役 水本 美保



承継権利義務明細表

乙は、本件吸収分割により、効力発生日における甲の本件事業に属する次の資産、負債その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継資産（2022年12月31日現在）

（単位：百万円、単位未満切捨て）

科目	金額	主な内容
流動資産	13	本件事業にかかる流動資産（以下(1)に定めるものその他甲乙で別段の合意がなされたものを除く。）
固定資産	26	本件事業にかかる固定資産（甲乙で別段の合意がなされたものを除く。）
合計	40	

(1) 流動資産について、本件事業に関して甲が乙に対して有する売掛金債権その他一切の債権を除く。

2. 承継負債（2022年12月31日現在）

（単位：百万円、単位未満切捨て）

科目	金額	主な内容
流動負債	17	本件事業にかかる流動負債（以下(1)に定めるものその他甲乙で別段の合意がなされたものを除く。）
固定負債	13	本件事業にかかる固定負債（甲乙で別段の合意がなされたものを除く。）
合計	31	

(1) 流動負債について、本件事業に関して甲が乙に対して負担する買掛金債務その他一切の債務を除く。

3. その他の契約関係及び権利義務

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する一切の契約及び権利義務。但し、本件事業に従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約及び同契約に基づく権利義務その他甲乙で別段の合意がなされたものを除く。

以上

別紙2 承継会社の計算書類等

第10期決算公告

東京都千代田区平河町二丁目5番3号

MIRAI-INSTITUTE株式会社

代表取締役 水本 美保

貸借対照表の要旨（令和3年12月31日現在）

科 目		金額(千円)
資 産 部	流動資産	45,697
	固定資産	44,428
	合計	90,125
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	14,689
	固定負債	30,000
	株主資本	45,436
	資本金	23,168
	資本剰余金	15,168
	資本準備金	15,168
	利益剰余金	14,598
	その他利益剰余金	14,598
	(うち当期純利益)	(2,172)
	自己株式	△7,500
合計	90,125	